

(※指定都市市長会同時発表)

令和元年台風第15号による被災自治体に対する 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく支援について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、本日、令和元年台風第15号による被災自治体に対して、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用し、国の「被災市区町村応援職員確保システム」のもと、対口支援（カウンターパート）方式による支援を決定しました。

1 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

(1) 行動計画適用日

令和元年9月18日

(2) 体制

ア 中央支援本部：本部長 指定都市市長会会長（横浜市長）

※中央支援本部は、指定都市市長会事務局に設置します。

イ 現地支援本部設置市：さいたま市

ウ 対口支援の状況

対口支援団体	被災自治体 (対口支援先)	その他
さいたま市	南房総市（千葉県）	総括支援チームの派遣もあり
相模原市	鋸南町（千葉県）	総括支援チームの派遣もあり

※令和元年9月18日（水）現在

※「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）のもと、国等と緊密に連携し、被災自治体への支援を行います。

2 その他（被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員派遣）

上記以外で、9月19日に、以下のとおり、総括支援チームを派遣します。

派遣元	被災自治体 (派遣先)
横浜市	芝山町（千葉県）

3 参考

(1) 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画について

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、被災地支援に取り組むことを目的に平成25年12月に策定したものです。

(2) 被災市区町村応援職員確保システム別紙1について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めたものです。

お問合せ先

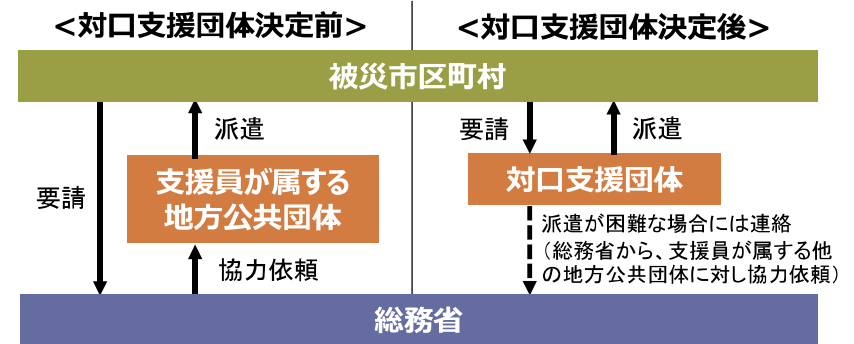
政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323
総務局危機管理課長 檜山 明子 Tel 045-671-2062

システムに基づく応援職員の派遣の目的

- ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
- } 短期の派遣 (※)

※ 復旧・復興事業を支援するための中長期の派遣については、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された体制(総務省スキーム)等により応援職員を派遣(東日本大震災・熊本地震・九州北部豪雨)

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「災害マネジメント総括支援員」の派遣)



① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

